



環生第443号
平成27年2月13日

国土交通省中部地方整備局長
八鍬 隆 様

静岡県知事 川勝 平太



都市計画道路伊豆縦貫自動車道（下田市）に係る環境影響評価事後調査
計画書に関する意見について

平成27年1月16日付け国部整道調第51号で送付された標記事後調査計画書に対し、静岡県環境影響評価条例第35条第1項の規定に基づき環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

担当 静岡県くらし・環境部 環境局
生活環境課 環境影響評価班
電話番号 054-221-2268
FAX番号 054-221-3665
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

「都市計画道路伊豆縦貫自動車道（下田市）に係る
環境影響評価事後調査計画書」に関する意見について

平成 27 年 2 月

静岡県

はじめに

伊豆縦貫自動車道は、第四次全国総合開発計画で提唱された交流ネットワーク構想を推進するため、全国的な高速交通体系である高規格幹線道路網に位置付けられた一般国道の自動車専用道路であり、伊豆地域の活性化や広域交通の円滑化のほか、一般国道136号及び414号の市街地の渋滞解消に資することに加え、地震・台風・集中豪雨等の災害時には緊急輸送路としての利用が期待されている。

今回の環境影響評価事後調査計画書の対象区間は、下田市街地である下田市六丁目と箕作（みつくり）を結ぶ延長約5.7kmである。

対象地域の下田市は、温泉を有し、多くの観光客が訪れる全国有数の観光地であるとともに、優れた自然環境によりオオタカなど多様な動植物種が見られる。また、昔から地域住民に親しまれている埋蔵文化財包蔵地や有形民俗文化財等が多数点在している。

これらの自然環境、生活環境を保全するためには、具体化した事業計画に応じた適切な事後調査を実施する必要がある。

I 全般的事項

1 事後調査の実施

- (1) 長期にわたる工事は、生活環境、自然環境に与える影響が大きいため、工事期間中の環境の変化を考慮した適切な事後調査を行うこと。
- (2) 工事中及び供用後の事後調査の結果により、地下水（温泉）、動物、植物、生態系への影響が懸念される場合には、専門家等の指導及び助言を受け、追加の調査を行うこと。

2 事後調査報告

- (1) 現段階で予測し得ない環境への著しい影響が懸念される場合には、専門家等の指導及び助言を得ながら状況を把握し、必要に応じて適切な環境保全措置を講じるとともに、その結果を事後調査報告書に記載すること。
- (2) 事業実施段階において環境保全措置の検討を行うとしている項目及び必要に応じ実施した環境保全措置については、実施した内容とその効果を事後調査報告書に記載すること。
- (3) 事業実施段階で確認した湧水や地質の状況等に関する新たな情報は、速やかに県及び関係機関に報告し、事後調査報告書に記載すること。
- (4) 調査結果は、各調査項目ごと、調査完了後速やかに県に報告すること。
- (5) 工事中の事後調査報告書の提出回数、時期等について、事前に県と協議すること。

II 個別事項

1 地形及び地質

- (1) 地下水（温泉）
 - ア 地下水（温泉）は、工事による影響の有無を確認するため、温泉井戸等の水位、地温、湧水温度、水質（pH、化学物質）等を工事着手前から確認することとし、必要に応じ、関係機関と公表方法等について協議すること。

2 動物・植物・生態系

- (1) 動物
 - ア 工事期間が長期にわたることから、鳥類については、現在確認されていない注目すべき種の営巣が考えられるため、改変区域及びその周辺において、少なくとも工事中3年ごとに1回、供用開始後1回の生息調査をオオタカのモニタリング調査に加え実施すること。

III その他事後調査報告書に記載が必要な事項に対する意見

1 現段階で予測し得ない環境への著しい影響が生じた場合に必要に応じて適切な措置を講じるとした事項

(1) 騒音

ア 供用時の自動車交通量の状況が予測に用いた条件と異なる場合は、該当箇所における自動車走行に係る騒音を把握し、必要に応じて実施した環境保全措置を事後調査報告書に記載すること。

2 事業実施段階で必要に応じて環境保全措置を実施するとした事項

(1) 水質

ア トンネル湧水を河川へ排水する場合は、放流する箇所ごとに放流水の水量、水質（pH、濁度）及び水温並びに放流先河川の水質（pH、濁度）及び水温を事後調査報告書に記載すること。

イ 仮設沈砂池及び濁水処理装置を設置した場合は、施工位置、規模、処理方法及び放流水の水質（pH、濁度）を事後調査報告書に記載すること。また、裸地化の抑制を実施した場合は、工法等を事後調査報告書に記載すること。

3 その他事後調査報告書に記載するとした事項

(1) 廃棄物

ア 建設発生土及び建設汚泥等の発生量並びに再利用又は最終処分等の処理方法ごとの量、場所及び用途を事後調査報告書に記載すること。

4 その他

(1) 文化財

ア 埋蔵文化財である河内八幡宮遺跡及び湯原遺跡並びに敷根地区に点在する石丁場への影響と保全方法等について、関係機関と協議するとともに、講じた内容（記録、保存等）を事後調査報告書に記載すること。